

証券コード 7877
平成30年6月13日

株 主 各 位

大阪市平野区平野北二丁目3番9号

永大化工株式会社

代表取締役社長 大 野 裕 之

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号
JR天王寺駅東口
天王寺都ホテル5階 高取の間
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 1. 第63期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第63期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎時節柄、株主さまにおかれましては、軽装（クールビズ）でご出席下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.eidaikako.co.jp/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用環境の改善など企業収益は緩やかな回復基調が続いております。一方で、米国の保護主義的な通商政策の台頭、中東およびアジア地域における地政学的リスクの高まりによる世界経済の不確実性、また国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループにおきましては、押出成形、純正フロアーマットメーカーとして顧客のニーズに沿った新製品の開発から既存品の高付加価値商品化を高め、積極的な営業展開を進めるとともに、コスト競争力のある生産調達ルートの確立と生産性の向上を図り、収益体質の強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高81億1百万円（前期比17.2%増）となりました。利益面につきましては、営業利益2億70百万円（前期比53.4%増）となりましたが、為替変動の影響により、為替差損として45百万円（個別決算50百万円）を営業外費用に計上し、経常利益2億35百万円（前期比24.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億89百万円（前期比26.2%増）となりました。これは、主に当社が保有する外貨建債権債務に関して、期末日の為替相場で評価替えしたことにより発生したものであります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

#### (自動車用品部門)

自動車用品関連につきましては、国内新型車の販売が好調に推移したことを受け、イニシャル受注が集中し、純正フロアーマットの売上が増加しました。また、新アイテムのオールウェザーマットや特別仕様車用フロアーマットの売上も好調であったことなどから、売上高62億54百万円（前期比21.6%増）、営業利益1億82百万円（前期比44.8%増）となりました。

#### (産業資材部門)

産業資材関連につきましては、冷蔵庫や洗濯機など家電用関連部材は低調でありましたが、ＩＣデバイスや各種電子部品等の搬送・保管用トレーの半導体関連部材等の売上が順調であったことと前期から本格的に取り組みを進めている下水道補修用部材の売上も軌道に乗り始めたことなどから、売上高18億46百万円（前期比4.3%増）、営業利益88百万円（前期比74.9%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2億11百万円であります。

なお、これに要した設備投資は、自己資金によってまかないました。

## (3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                 | 第 60 期<br>平成27年 3 月期 | 第 61 期<br>平成28年 3 月期 | 第 62 期<br>平成29年 3 月期 | 第63期<br>(当連結会計年度)<br>平成30年 3 月期 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 6,518                | 6,695                | 6,912                | 8,101                           |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 224                  | 40                   | 189                  | 235                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 196                  | 26                   | 150                  | 189                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円)           | 31.03                | 4.12                 | 23.74                | 29.97                           |
| 総 資 産 (百万円)               | 8,270                | 7,931                | 8,354                | 8,819                           |
| 純 資 産 (百万円)               | 6,313                | 6,203                | 6,302                | 6,475                           |
| 1 株当たり純資産額 (円)            | 996.74               | 979.60               | 995.27               | 1,022.84                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

〔第60期〕政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用情勢の回復が続くなか、自動車用品部門においては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の受注残に支えられ人気車種を中心に堅調に推移し、産業資材分門においては、半導体関連部材が順調であったことなどから、売上高65億18百万円（前期比3.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億96百万円（前期比2.5%増）となりました。

〔第61期〕政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用環境は緩やかな回復基調が続いております。自動車用品部門においては、小型車・軽自動車向けを中心に好調に推移し、産業資材部門においては、電子部品向け部材および高採算商品の売上は順調に推移したものの、家電用部材および鋼製家具用部材の落ち込み等があり、売上高66億95百万円（前期比2.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益26百万円（前期比86.7%減）となりました。

〔第62期〕政府による経済・金融政策等を背景に雇用環境および企業収益は緩やかな回復基調が続いております。当社グループにおきましては、国内外の積極的な営業展開を進めるとともに、コスト競争力のある生産調達ルートの確立と生産効率の向上を図り、収益体質の強化に努めた結果、売上高69億12百万円（前期比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円（前期比366.4%増）となりました。

〔第63期〕当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名      | 資 本 金      | 議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容    |
|------------|------------|---------|------------------|
| 永大化工ベトナム会社 | 4,000千US\$ | 100.00% | 自動車用品関連および産業資材関連 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、設備投資や雇用環境の改善など引き続き緩やかな回復基調が続くものと期待されておりますが、物価上昇を受けての消費者の節約志向も依然根強く、今後の消費者マインドの低下も懸念されるなど予断を許さない状況であると思われます。

当社グループは創業から現在まで培ってきた強みを生かし、グローバルビジネスの拡大による「量の追求」と付加価値を高める「質の追求」を目標に掲げ、企画開発設計から提案までのトータルサポートを強化し、お客様視点でのものづくりに挑戦し続けることで合成樹脂成形メーカーとして、存在感を期待される企業を目指しチャレンジを続けることで社会の発展に貢献しようと考えております。

これらを実現するための中長期的な課題として、重点方針を以下のとおり定めております。

- ・成長戦略に基づくグローバル営業戦略の強化
- ・コスト体質改革と調達構造の確立
- ・グローバル品質保証体制の確立
- ・商品進化／新商品創出を実現する開発技術の強化
- ・効率的な生産体制とアロケーションの構築
- ・体質強化に向けた収益管理体制の構築
- ・将来に繋がる計画的な人材育成と風土づくり

これらの取り組みに加え、継続的な事業の展開をしていくためにリスクマネジメント体制の強化とコンプライアンス体制の徹底を図り、コーポレートガバナンスを充実してまいります。

今後とも当社の存在価値を高め、更なる売上、利益の向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

自動車用品部門：各種自動車用フロアーマット

産業資材部門：家電製品関連パーツ、オフィス家具関連パーツ、住宅建材、景観材、シャッター式風呂蓋

(8) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社 大阪市平野区平野北二丁目3番9号

奈良工場 奈良県香芝市尼寺408

天理工場 奈良県天理市西長柄町688

栃木工場 栃木県鹿沼市深程990番12

② 子会社等 永大化工ベトナム会社（ベトナム社会主義共和国）

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比較増減 |
|------|---------|
| 468名 | 24名増    |

（注）従業員数には、臨時従業員46名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

| 区分      | 従業員数 | 前期末比較増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------|---------|-------|--------|
| 男性      | 81名  | 3名増     | 42.2歳 | 16.0年  |
| 女性      | 30名  | 3名減     | 38.6歳 | 10.5年  |
| 合計または平均 | 111名 | 増減無     | 41.2歳 | 14.5年  |

（注）従業員数には、使用人兼務取締役2名および臨時従業員33名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先        | 借入残高  |
|------------|-------|
| 株式会社みずほ銀行  | 50百万円 |
| 日本生命保険相互会社 | 8百万円  |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 7,300,000株 (うち自己株式969,053株)  
(3) 当事業年度末の株主数 822名  
(前期末比102名増)

### (4) 大株主

| 株主名                   | 持株数   | 持株比率  |
|-----------------------|-------|-------|
| 和田正行                  | 612千株 | 9.67% |
| 永大化工共栄会               | 575   | 9.08  |
| 有限会社ウェル・エンタープライズ      | 455   | 7.19  |
| 加貫るり子                 | 205   | 3.24  |
| 遠山和子                  | 200   | 3.16  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  | 184   | 2.91  |
| インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 | 168   | 2.65  |
| 星和電機株式会社              | 162   | 2.56  |
| 和田和子                  | 161   | 2.54  |
| 日本生命保険相互会社            | 140   | 2.21  |

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (969,053株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                            |
|---------------|---------|------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 大 野 裕 之 | 海外部門統括<br>永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD     |
| 専 務 取 締 役     | 浦 義 則   | 財務・経理部門統括兼 I R 統括<br>永大化工ベトナム会社 Director |
| 常 務 取 締 役     | 尾 崎 全 孝 | 天理事業本部担当兼総務部長                            |
| 取 締 役         | 山 本 幸 男 | 栃木事業本部長                                  |
| 取 締 役         | 鈴 木 広 二 | 自動車用品営業部門統括兼奈良事業本部長                      |
| 取 締 役         | 藪 本 憲 靖 |                                          |
| 常 勤 監 査 役     | 佐 藤 吉 弘 |                                          |
| 監 査 役         | 本 渡 諒 一 | 弁護士 心斎橋総合法律事務所所長                         |
| 監 査 役         | 北 畠 昭 二 | 税理士 北畠税理士事務所所長                           |

- (注) 1. 取締役藪本憲靖氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
2. 平成29年8月31日をもって、取締役相談役服部憲治氏は、辞任により退任いたしました。
3. 監査役本渡諒一、北畠昭二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役本渡諒一氏は、弁護士として企業法務等相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役北畠昭二氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                | 人 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1名) | 94,472千円<br>(4,440千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 14,314千円<br>(5,414千円) |
| 合 計                | 10名        | 108,787千円             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）20,884千円を含んでおりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,471千円（取締役6,747千円、監査役724千円）を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

主な活動

取締役会等への出席状況および発言状況

| 区 分 | 氏 名     | 出席状況および発言状況                                                                                       |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 藪 本 憲 靖 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                            |
| 監査役 | 本 渡 諒 一 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 北 畠 昭 二 | 当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。       |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合や、継続監査年数等を勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容として決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 報酬等の額

| 区 分                                    | 支 給 額    |
|----------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                        | 21,000千円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章「永大化工コンプライアンス行動基準」を平成16年7月に制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを代表取締役社長が宣言している。引き続き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス統括部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会（社外者を含む）を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ コンプライアンス責任者および取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員等が直接情報提供を行う手段として、内部通報の処理に関する規程に基づくコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ④ 従業員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会から総務部に処分を求め、役員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する統括責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程（以下、文書管理規程等という。）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程等の改廃については、監査役会の承認を得るものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各社は、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、全てのステークホルダーに貢献することを目指しており、目的達成に影響を及ぼす様々なリスクを適正に把握し、その未然防止および万一の発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付け、その上で会社全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善していくこととし、リスク管理規程を定め、リスクマネジメント管理責任者を取締役の中から任命し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルール の策定
- ② 取締役を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

#### **(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役、事業本部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立に向けた運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査役ならびに内部監査部門は、当社およびグループ各社の監査ならびに内部監査を実施し、その結果を内部統制担当部門および当社取締役、事業本部長、グループ各社の社長等の責任者に報告する。内部統制担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、グループ各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、関係会社管理規程を定める。
- ⑤ 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の重要事項について報告を受け、必要がある場合には、指導・助言を行う。
- ⑥ グループ各社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合は、当社に報告する。
- ⑦ 当社は、当社グループ中期経営計画を定め、それに基づき、グループ各社が策定した年度計画を審査し、年度予算を決定する。また月次決算等の報告を受け、経営状況を把握し、経営課題について、適宜速やかに協議、指導・助言を行う。

#### **(6) 反社会的勢力排除を確保するための体制**

当社およびグループ各社の取締役および従業員は、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

**(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役は、内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門の責任者等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき内部監査部門の職員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社取締役および従業員に周知徹底する。

**(8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ各社の取締役および従業員は、監査役および監査役会に対して、法定の事項、業務の執行状況、内部監査状況、その他当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等、下記事項について報告することとする。また、監査役は、取締役および従業員の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
  1. 取締役会および経営会議で決議された事項
  2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  3. 毎月の経営状況として重要な事項
  4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  5. 重大な法令・定款違反
  6. コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
  7. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社およびグループ各社の従業員は前項2および5に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- ③ 監査役へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

**(9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(10) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役社長および監査部門責任者は、監査役監査の環境整備等について、監査役および監査役会との十分な協議、検討の機会を設けることにより監査の実効性確保に努める。
- ② 当社は、監査役および監査役会に対して、必要に応じ外部の弁護士、会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保することに努める。

#### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と同時開催を原則とし、定期的を開催しております。
- ② 社内規程に基づき、「コンプライアンスホットライン」および「迷惑行為相談窓口」の徹底を行い、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理委員会の下、全事業部門のリスクの抽出・評価・改善策を検討し、全社的なリスク管理の推進と情報共有を図っております。
- ④ リスク管理委員会では、重要リスクを選定の上、評価・改善策の検討を進めております。
- ⑤ 子会社は、定期的の子会社管理部門および代表取締役社長に、月次決算等職務執行状況等の報告を行っております。
- ⑥ 取締役会を月1回以上開催し、各議案についての審議、各事業部門、子会社の月次業績報告を受ける等、取締役および監査役の情報共有を図っております。
- ⑦ 監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行い、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求め、取締役の職務の執行の適正性を確認しております。
- ⑧ 監査役は、定例の監査役会等による監査役相互の情報共有の他、社外取締役、内部監査室および会計監査人との定期的および適宜の情報交換や当社代表取締役社長の定期的な面談を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年にわたり培った技術力の蓄積と経験に対する理解ならびに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠でありこれらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があるものと考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社グループは、永続的に利益を出せる成長企業であり続けることで、お客様に笑顔と感動を与えられる価値を提供し、グローバルで存在感のある合成樹脂メーカーとして産業資材分野ならびに自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、今後、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力していくほか、効率化、合理化を一層進め、商品企画力を発揮し、適正な収益確保を図ります。

また、自動車用品部門では、自動車用フロアマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーの純正品として採用されておりますが、これらOEM純正フロアマットは、自動車の販売動向が当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、メーカー純正品としての高付加価値を提供するほか、軽自動車中心にデザイン性や遊び心を取り入れ、新たな購買層をターゲットとして展開しており、これらの生産については、専用の生産設備をベトナムの子会社に新設し、本格稼働しております。今後、国内の自動車販売台数の減少懸念はありますが、商品開発力を強化することにより、付加価値の高い魅力的な商品開発を行い、シェアの拡大および収益拡大を図ります。

### **(3) 基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要**

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、株式の大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものものないとはいえません。

そこで当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、平成28年6月29日開催の第61回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの概要は次のとおりです。

当社の議決権割合の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間(大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。)経過後にのみ開始されるものとします。

当該買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置(大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等)を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は、平成28年6月29日開催の定時株主総会終結の時から平成31年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

#### (4) 基本方針の具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年6月29日開催の第61回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

③ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・ 藪本憲靖（当社社外取締役）
- ・ 渡邊 徹（弁護士、北浜法律事務所パートナー）
- ・ 平塚博路（公認会計士、仰星監査法人社員）

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役会の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではありません。また、当社は取締役の任期を2年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,624,103	流 動 負 債	1,936,041
現 金 及 び 預 金	1,762,390	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	712,454
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,787,223	電 子 記 録 債 務	775,609
商 品 及 び 製 品	797,075	短 期 借 入 金	50,000
仕 掛 品	168,186	一 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	8,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	842,482	未 払 法 人 税 等	40,570
繰 延 税 金 資 産	82,016	賞 与 引 当 金	121,620
未 収 入 金	91,074	役 員 賞 与 引 当 金	20,000
そ の 他	93,654	そ の 他	207,786
固 定 資 産	3,195,547	固 定 負 債	408,067
有 形 固 定 資 産	2,568,166	繰 延 税 金 負 債	3,659
建 物 及 び 構 築 物	638,169	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	281,303
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	316,231	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	41,201
工 具 、 器 具 及 び 備 品	39,870	退 職 給 付 に 係 る 負 債	81,904
土 地	1,544,809		
建 設 仮 勘 定	29,085	負 債 合 計	2,344,109
無 形 固 定 資 産	238,667	純 資 産 の 部	
土 地 使 用 権	226,042	株 主 資 本	5,836,536
そ の 他	12,625	資 本 金	1,241,700
投 資 そ の 他 の 資 産	388,712	資 本 剰 余 金	1,203,754
投 資 有 価 証 券	165,782	利 益 剰 余 金	3,628,526
繰 延 税 金 資 産	7,961	自 己 株 式	△237,444
そ の 他	214,968	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	639,004
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	61,000
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4,567
		土 地 再 評 価 差 額 金	476,930
		為 替 換 算 調 整 勘 定	123,459
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△17,817
資 産 合 計	8,819,650	純 資 産 合 計	6,475,541
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,819,650

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売 上 高	売 上 原 価							8,101,662
売 上 総 利 益								6,192,011
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費								1,909,650
営 業 利 益								1,638,735
営 業 外 収 益								270,914
受 取 利 息	受 取 配 当 金						304	
受 取 賃 貸 料	受 取 賃 貸 料						2,332	
そ の 他	そ の 他						4,444	
営 業 外 費 用							5,118	12,200
支 払 利 息	支 払 利 息						482	
為 替 差 損	為 替 差 損						45,605	
そ の 他	そ の 他						1,108	47,196
経 常 利 益								235,918
特 別 利 益								
特 別 損 失								
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益						102	102
固 定 資 産 処 分 損	固 定 資 産 処 分 損						1,545	
固 定 資 産 売 却 損	固 定 資 産 売 却 損						3,983	
そ の 他	そ の 他						7	5,536
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益								230,484
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税						34,627	
過 年 度 法 人 税 等	過 年 度 法 人 税 等						19,339	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額						△13,242	40,724
当 期 純 利 益								189,760
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								189,760

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年 4 月 1 日残高	1,241,700	1,203,754	3,502,089	△236,933	5,710,609
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△63,323		△63,323
親会社株主に帰属 する当期純利益			189,760		189,760
自己株式の取得				△510	△510
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	126,436	△510	125,926
平成30年 3 月31日残高	1,241,700	1,203,754	3,628,526	△237,444	5,836,536

(単位：千円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成29年 4 月 1 日残高	15,402	—	476,930	158,760	△59,286	591,806	6,302,416
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△63,323
親会社株主に帰属 する当期純利益							189,760
自己株式の取得							△510
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	45,597	△4,567		△35,300	41,469	47,198	47,198
連結会計年度中の変動額合計	45,597	△4,567	—	△35,300	41,469	47,198	173,125
平成30年 3 月31日残高	61,000	△4,567	476,930	123,459	△17,817	639,004	6,475,541

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 永大化工ベトナム会社 (ベトナム)
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
決算日が連結決算日と異なる場合の内容等
連結子会社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有 価 証 券
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ
時価法
 - ③ た な 卸 資 産
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品につき、当社は主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は移動平均法に基づく低価法を各々採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

当社は定率法、連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	2～8年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

ホ. リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

③ 退職給付に関する会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 期末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日末期手形を満期日に決済が行われたとして処理しております。

受 取 手 形	18,384千円
支 払 手 形	29,440千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	462,737千円
土 地	1,533,153千円
計	1,995,891千円

(2) 担保資産に対応する債務

短 期 借 入 金	50,000千円
一年以内返済予定 の長期借入金	8,000千円
計	58,000千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の 延納に関する保証	18,185千円
-----------------------------	----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

3,816,200千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の

期末における時価と

再評価後の帳簿価額との 差額 △646,739千円

差額

[連結損益計算書に関する注記]

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売 上 原 価

244千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普 通 株 式

7,300,000株

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	63,323千円	10円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	69,640千円	11円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金および余剰資金の範囲内で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、外貨建取引金額の範囲内で為替相場の変動によるリスクを軽減する目的のために先物為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて適宜把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金および長期借入金（原則として5年以内）は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち長期借入金は、金利の変動リスクを回避するため固定金利での借入を基本としており、変動金利の長期借入金は現在ありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,762,390	1,762,390	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,787,223	1,787,223	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	165,782	165,782	—
資産計	3,715,395	3,715,395	—
(1) 支払手形及び買掛金	712,454	712,454	—
(2) 電子記録債務	775,609	775,609	—
(3) 短期借入金	50,000	50,000	—
(4) 長期借入金 (※1)	8,000	7,986	△13
負債計	1,546,063	1,546,050	△13
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,568)	(6,568)	—
デリバティブ取引計	(6,568)	(6,568)	—

(※1) 一年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、ならびに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日に
おける契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時 価
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	248,710	—	(6,568)

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	1,022円84銭
1 株当たり当期純利益	29円97銭

[重要な後発事象]

単元株式数の変更、株式併合

当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更に関する定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催の第63回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本件にかかる定款一部変更は、会社法第195条第1項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	2,000万株
変更後の発行可能株式総数	400万株

④ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	7,300,000株
株式併合により減少する株式数	5,840,000株
株式併合後の発行済株式総数	1,460,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 日程

取締役会決議日	平成30年5月18日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日
単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日（予定）	平成30年10月1日

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	5,114円20銭
1株当たり当期純利益	149円85銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,333,520	流 動 負 債	1,858,010
現 金 及 び 預 金	1,360,840	支 払 手 形	104,974
受 取 手 形	128,351	電 子 記 録 債 務	775,609
電 子 記 録 債 権	112,359	買 掛 金	589,573
売 掛 金	1,464,875	短 期 借 入 金	50,000
一年以内回収予定の関係会社長期貸付金	26,567	一年以内返済予定の長期借入金	8,000
商 品 及 び 製 品	817,187	未 払 金	96,484
仕 掛 品	57,188	未 払 費 用	54,581
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	196,849	未 払 法 人 税 等	18,850
前 払 費 用	2,727	前 受 収 益	400
繰 延 税 金 資 産	79,895	預 り 金	4,237
未 収 入 金	1,007,987	賞 与 引 当 金	104,641
そ の 他	78,690	役 員 賞 与 引 当 金	20,000
固 定 資 産	3,113,013	そ の 他	30,657
有 形 固 定 資 産	2,152,073	固 定 負 債	359,267
建 物	479,481	繰 延 税 金 負 債	11,463
構 築 物	5,344	再評価に係る繰延税金負債	281,303
機 械 及 び 装 置	66,465	退 職 給 付 引 当 金	25,299
車 輜 及 び 運 搬 具	11,128	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	41,201
工 具、器 具 及 び 備 品	16,338	負 債 合 計	2,217,278
土 地	1,544,809	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	28,504	株 主 資 本	5,695,893
無 形 固 定 資 産	3,449	資 本 金	1,241,700
ソ フ ト ウ ェ ア	3,031	資 本 剰 余 金	1,203,754
電 話 加 入 権	418	資 本 準 備 金	1,203,754
投資その他の資産	957,490	利 益 剰 余 金	3,487,883
投 資 有 価 証 券	165,782	利 益 準 備 金	167,250
関 係 会 社 出 資 金	470,469	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,320,633
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	106,270	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	29,854
そ の 他	214,968	別 途 積 立 金	2,300,000
資 産 合 計	8,446,534	繰 越 利 益 剰 余 金	990,778
		自 己 株 式	△237,444
		評価・換算差額等	533,362
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	61,000
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4,567
		土 地 再 評 価 差 額 金	476,930
		純 資 産 合 計	6,229,256
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,446,534

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			8,002,439
売 上 原 価			6,307,279
売 上 総 利 益			1,695,159
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,463,196
営 業 利 益			231,962
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3,616	
受 取 配 当 金		2,332	
受 取 賃 貸 料		4,444	
そ の 他		9,808	20,201
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		482	
為 替 差 損		50,796	
そ の 他		1,108	52,387
経 常 利 益			199,776
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		78	78
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損		1,545	
固 定 資 産 売 却 損		52	1,597
税 引 前 当 期 純 利 益			198,257
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		32,506	
法 人 税 等 調 整 額		△14,665	17,841
当 期 純 利 益			180,416

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
平成29年 4 月 1 日残高	1,241,700	1,203,754	1,203,754
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
固定資産圧縮積立金の取崩			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成30年 3 月31日残高	1,241,700	1,203,754	1,203,754

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成29年 4 月 1 日残高	167,250	31,211	2,300,000	872,328	3,370,790	△236,933	5,579,310
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				△63,323	△63,323		△63,323
当 期 純 利 益				180,416	180,416		180,416
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,357		1,357	—		—
自 己 株 式 の 取 得						△510	△510
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	△1,357	—	118,450	117,093	△510	116,582
平成30年 3 月31日残高	167,250	29,854	2,300,000	990,778	3,487,883	△237,444	5,695,893

(単位：千円)

項 目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	15,402	—	476,930	492,332	6,071,643
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△63,323
当 期 純 利 益					180,416
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自 己 株 式 の 取 得					△510
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	45,597	△4,567		41,030	41,030
事業年度中の変動額合計	45,597	△4,567	—	41,030	157,612
平成30年3月31日残高	61,000	△4,567	476,930	533,362	6,229,256

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有 価 証 券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) た な 卸 資 産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 7 ～ 50年

構築物 7 ～ 50年

機械及び装置 2 ～ 8 年

車輛及び運搬具 2 ～ 7 年

工具、器具及び備品 2 ～ 10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘ ッ ジ 対 象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

③ ヘ ッ ジ 方 針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

⑤ リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 期末日満期手形の会計処理

当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日末期手形を満期日に決済が行われたとして処理しております。

受取手形	18,384千円
支払手形	29,440千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物	462,737千円
土地	1,533,153千円
計	1,995,891千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	50,000千円
一年以内返済予定 の長期借入金	8,000千円
計	58,000千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の 延納に関する保証	18,185千円
-----------------------------	----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

3,130,584千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	921,000千円
--------	-----------

5. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	166,858千円
--------	-----------

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の

期末における時価と

再評価後の帳簿価額との $\Delta 646,739$ 千円

差額

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との営業取引

売 上 高

1,163千円

仕 入 高

2,075,493千円

そ の 他

988千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

8,598千円

3. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売 上 原 価

244千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普 通 株 式

969,053株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、賞与引当金の否認、役員退職慰労引当金の否認、減損損失の否認、退職給付引当金の否認等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の (被所有)所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	永大化工 ベトナム会社	所有 直接 100.00	役員の兼任 当社製品の販 売および原材 料の有償支 給、資金の貸 付	原材料有償支給 (注)2	2,075,493	未収入金	846,000
				資金の回収	27,790	買掛金	166,858
				受取利息 (注)3	3,438	関係会社 貸付金	132,837
						未収利息	3,359

- (注) 1. 上記の取引金額および期末残高には、消費税等を含めておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方法
永大化工ベトナム会社との取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の (被所有)所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 川村製作所 (注)2	なし	ロール等の購入	ロール等の購入 (注)3	13,609	—	—

- (注) 1. 上記の取引金額には、消費税等を含めておりません。
2. 当社代表取締役社長大野裕之の近親者が議決権の過半数を保有しております。
3. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	983円94銭
1株当たり当期純利益	28円49銭

【重要な後発事象】

単元株式数の変更、株式併合

当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更に関する定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催の第63回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象」をご参照ください。

なお、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	4,919円69銭
1株当たり当期純利益	142円47銭

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

永大化工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大化工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

永大化工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 男 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大化工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月5日

永大化工株式会社 監査役会

監査役(常勤) 佐藤 吉弘 ㊟

社外監査役 本渡 諒一 ㊟

社外監査役 北畠 昭二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第63期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 11円00銭
総額 69,640,417円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 株式併合の件

- (1) 株式併合を行う理由
全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを平成30年5月18日開催の取締役会において決議いたしました。
これにあたり、当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。
- (2) 併合の割合
当社の普通株式について、5株を1株に併合したいと存じます。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- (3) 株式併合の効力発生日
平成30年10月1日
- (4) 効力発生日における発行可能株式総数
4,000,000株
なお、本議案が原案通り可決された場合には、会社法の定めに基づき、平成30年10月1日をもって、次頁（ご参考）記載のとおり定款の一部を変更したものとみなされます。

(ご参考)

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,000万株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>400万株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位、担当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	おお の ひろ ゆき 大 野 裕 之 (昭和39年 3 月24日生)	昭和61年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 当社奈良事業本部営業部次長 平成18年 4 月 当社奈良事業本部営業部長 平成21年 6 月 当社取締役奈良事業本部長 平成24年 4 月 当社取締役自動車用品部門統括 奈良事業本部長 平成25年 6 月 当社常務取締役営業部門統括 平成26年 6 月 当社専務取締役営業部門統括兼 海外部門統括 平成28年 4 月 当社代表取締役社長兼 海外部門統括（現任） (重要な兼職の状況) 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD	25,000株
2	うら よし のり 浦 義 則 (昭和39年 4 月24日生)	平成 2 年 7 月 当社入社 平成19年 4 月 当社管理本部経理部次長 平成21年 7 月 当社管理本部経理部長 平成24年 4 月 当社管理本部副本部長 平成25年 4 月 当社管理本部長 平成25年 6 月 当社取締役管理本部長 平成26年 6 月 当社常務取締役財務・経理部門統括兼 IR担当 平成28年 6 月 当社専務取締役財務・経理・IR統括 （現任） (重要な兼職の状況) 永大化工ベトナム会社 Director	14,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略 歴、当社における地位、担当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	お ざき まさ たか 尾 崎 全 孝 (昭和36年2月11日生)	平成2年2月 当社入社 平成19年4月 当社管理本部総務部次長 天理事業本部駐在 平成21年7月 当社管理本部総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長 平成28年6月 当社常務取締役天理事業本部担当兼 総務部長 (現任)	16,000株
4	やま もと ゆき お 山 本 幸 男 (昭和38年1月16日生)	昭和61年4月 当社入社 平成14年4月 当社栃木事業本部営業部次長 平成22年4月 当社栃木事業本部営業部長 平成23年4月 当社栃木事業本部副本部長 平成25年6月 当社取締役栃木事業本部長 (現任)	17,000株
5	すず き こう じ 鈴 木 広 二 (昭和44年7月31日生)	平成4年4月 当社入社 平成21年7月 当社奈良事業本部営業部次長 平成23年4月 当社奈良事業本部営業部長 平成27年6月 当社奈良事業本部営業部長兼 栃木事業本部営業部長 平成28年6月 当社取締役自動車用品営業部門統括兼 奈良事業本部長 (現任)	6,000株
6	やぶ もと のり やす 藪 本 憲 靖 (昭和22年2月25日生)	昭和45年4月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成16年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株) 取締役営業部長 平成18年3月 三笠コカ・コーラボトリング(株) 代表取締役専務執行役員 三笠ビバレッジサービス(株) 代表取締役社長 平成20年2月 同社退社 平成26年6月 当社社外取締役 (現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藪本憲靖氏は社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は、藪本憲靖氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。

3. 社外取締役候補者の選任理由
藪本憲靖氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。
4. 藪本憲靖氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 藪本憲靖氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
6. 藪本憲靖氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 藪本憲靖氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
8. 藪本憲靖氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
9. 藪本憲靖氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 藪本憲靖氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

現在の補欠監査役の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め監査役の補欠者2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役が監査役に就任する順位につきましては、当社定款の定めにより、2名以上の補欠監査役が予選されている場合、会社は監査役会の意見を得て、取締役会の決議により、当該補欠監査役相互間における監査役就任の優先順位を決定いたします。また、決定された優先順位を変更することができるものといたしております。

なお、補欠監査役選任の効力につきましても、当社定款の定めにより、就任前に限り、監査役会の意見を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	はら しげ じ 原 滋 二 (昭和17年8月25日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和48年4月 原滋二法律事務所開設 平成13年3月 原・国分法律事務所開設 平成24年6月 当社補欠監査役（現任） 平成27年8月 原・国分・長部法律事務所開設（現任）	2,000株
2	かし もと まさ ずみ 榎 本 正 澄 (昭和27年1月18日生)	昭和45年4月 大阪国税局入局 平成24年8月 税理士登録 平成24年8月 榎本正澄税理士事務所開設（現任） 平成26年6月 当社補欠監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者原滋二氏、榎本正澄氏の両氏は、社外監査役の候補者であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。
3. 原滋二氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。
- 榎本正澄氏は、税理士として培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくことが期待されるものであります。
- 両氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号

J R天王寺駅東口

天王寺都ホテル5階 高取の間

電 話 06 (6628) 3200

